

# 先使用権立証支援サービス

## ◆ 先使用権とは

先使用権とは、特許権者の発明と同一の内容をその特許出願前から事業として実施、又は準備している者が特許権者の承諾がなくても継続して無償で実施することができる権利です。

### 今まで

先使用権については立証が困難である、先使用により通常実施できる範囲が不明確等の問題点が指摘されており、使い勝手が悪く、これまであまり利用されていませんでした。

### 2006年6月に「先使用権ガイドライン」を作成(特許庁より)

ノウハウとして秘匿する場合には、先使用権制度(特許法第79条、意匠法第29条)の利用を促す方針が示されガイドラインは、先使用権が認められる範囲、先使用権の立証方法について事例を示してあります。

## ◆ 先使用権の立証準備

他社の出願前からの「事業の準備もしくは実施」を前提として証拠を確保

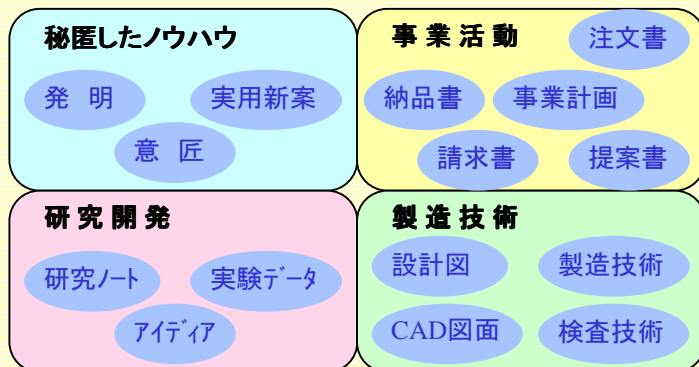
### ①立証対象

- ・研究開発活動(ノウハウ)
  - ・事業活動(販売活動、事業計画…)
- などの日常的な活動の整理、管理の確立

### ②立証準備

最初から広く厚く証拠を残していくというのは困難かつ非現実的である

他社の出願動向を見ながら、逐次その立証を補強していく段階的な取り組みが重要



### ③電子文書(WORD,EXCEL等)の保全対策

電子文書の特長(書き換えてもわからない、押印できない等)から

- ・誰が作成
- ・いつ作成
- ・非改ざん証明

(株)日本電子公証機構  
先使用権立証支援サービス

の証拠補強が必要

先使用権ガイドラインより抜粋

#### 証拠力を高める具体的な手法

- ◆民間タイムスタンプ・電子署名の利用
- ・タイムスタンプにより「いつ」と「何を」を証明
- ・電子署名により「誰が」を証明

### (株)日本電子公証機構による

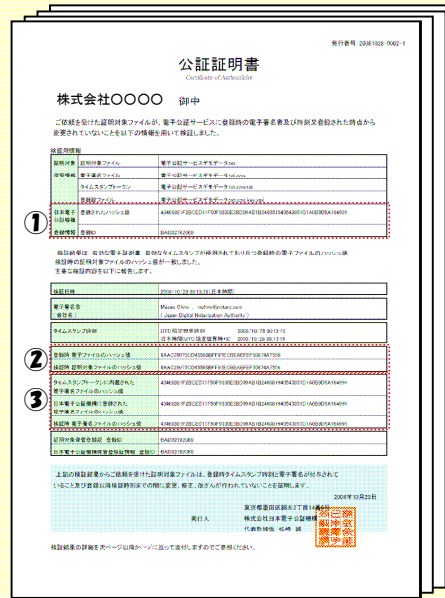
## ◆ 先使用権の立証支援サービス

特定の電子文書について「誰が作成」「いつ作成」「非改ざん」を中立の第三者として(株)日本電子公証機構が証明する。

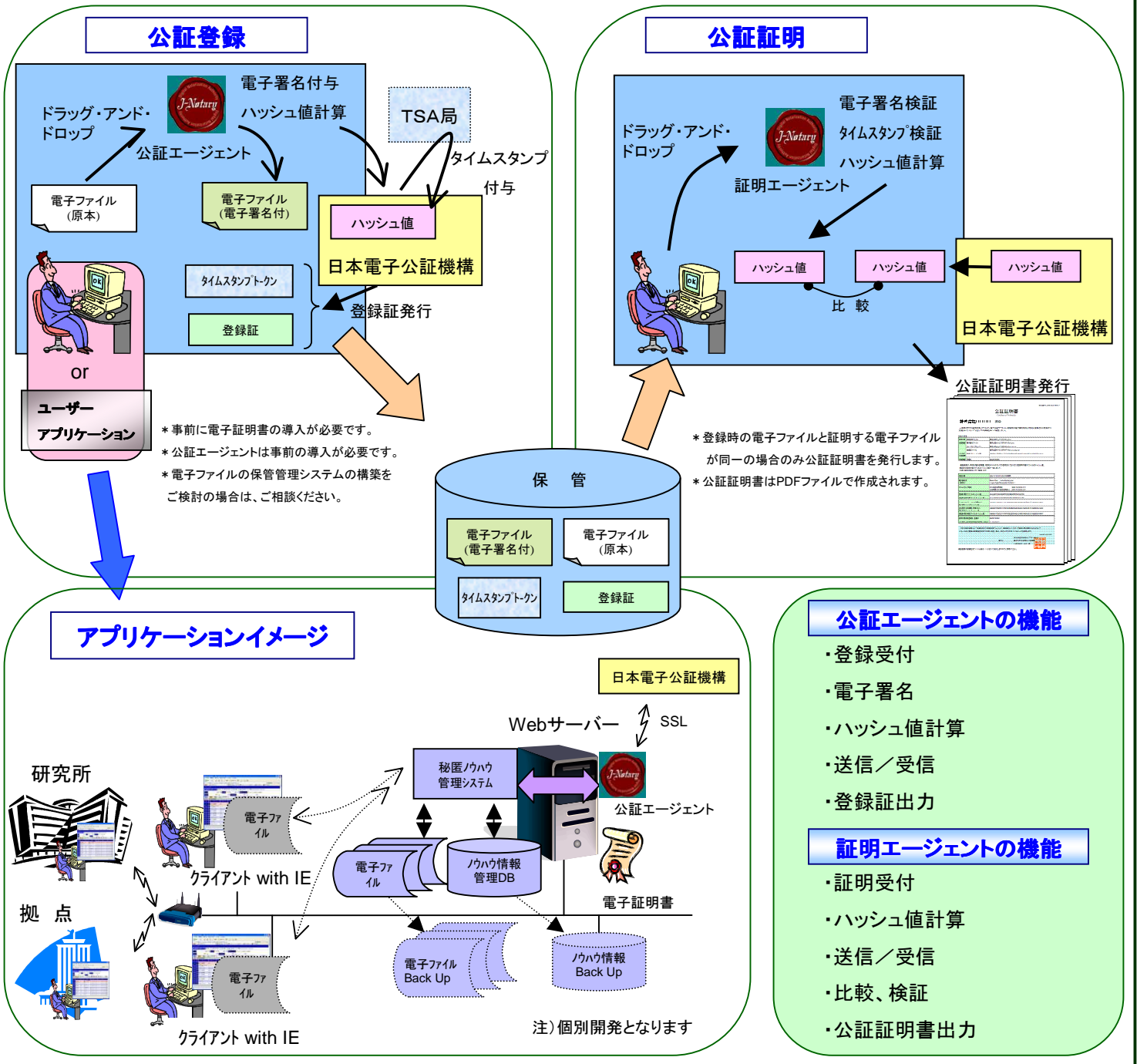
- ① 登録証ファイルの情報から、(株)日本電子公証機構がお預かりしているハッシュ値を特定。
- ② 証明時に証明対象ファイルから計算されたハッシュ値と、署名時に証明対象ファイルから計算され電子署名ファイルに格納されていたハッシュ値とを比較。
- ③ 証明時に電子署名ファイルから計算したハッシュ値と、タイムスタンプ時に電子署名ファイルから計算されタイムスタンプトークンに格納されていたハッシュ値と、(株)日本電子公証機構がお預かりしていたハッシュ値を比較。

以上、すべてが等しい場合に公証証明書を発行します。

\* 2枚目以降は、より技術的論理的に証明するための情報が記載されています。



# ◆ 先使用権立証支援サービスシステム概要



## 電子署名法 認定認証事業

平成13年4月1日「電子署名及び認証業務に関する法律(電子署名法)」が施行され、電子署名に押印や自筆署名と同等の法的効果が認められ得るものとなりました。

同法は、主務所省令により一定の基準を定め、その条件を満たす認証業務を特定認証業務として認定する制度を定めました。iPROVEは、この一定の基準に適合した認定認証事業として、平成13年12月14日に主務大臣(総務大臣、法務大臣及び経済産業大臣)より認定を受けております。

\*「e-Japan戦略II加速化パッケージ」の重点施策の一つとして平成17年4月1日に施行された「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(e-文書法)」では、国税関係帳簿書類の電子計算機を使用した保存に際して、認定認証事業者の電子証明書を用いた電子署名の適用を定めています。  
\*本サービスでは、オプションとしてiPROVEを選択することができます。



本件に関する詳しい内容につきましては下記にお問合せ下さい。

### 株式会社日本電子公証機構

〒130-0013 墨田区錦糸2丁目-14番-6号  
TEL 03-5819-3871 FAX 03-5819-3873  
URL <http://www.jnotary.com>  
E-mail [info@jnotary.com](mailto:info@jnotary.com)



### 株式会社 日本電子公証機構

Japan Digital Notarization Authority Co.,Ltd.